

# いわゆる「印紙条例一揆」について(上)

——社会運動としてのアメリカ革命を主要な観点として——

今 津 晃

【要約】 数千マイルをへだてながら、われわれが身近かに交渉せしめられているアメリカという国も、かつては三千マイルの海をへだててイギリスの植民地であつた。植民地アメリカ人がどのように抵抗したか、抵抗の相違によつて彼ら同志がどのような対立を経験したかは、皮肉にも立場を替えて、今日われわれの問題ともなつてゐる。

アメリカ革命が対英本国と対植民地内への二重の反抗であるという命題は、植民地社会抗争の複合性に対する着眼において、いまなお検討されるべき余地をもつ。独立宣言を十年余りも遡る印紙条例一揆が革命史に一時期を画するゆえんは、ここにはじめて上層部と中下層との、植民地を蔽う共同の抵抗線がつくられた事実にあるばかりではない。一揆を経過することによつて協同線はしだいに二分し、ともに「自由」の名のもとに二つの階層は相反目するにいたる。独立戦争がアメリカ内二重の社会運動でもあるならば、印紙条例一揆にあらわれた様態は、革命の原型を提示するものではないか。急進的結社「サンズ・オヴ・リバティ」の結成とその分化傾向——たがいに「真のサンズ・オヴ・リバティ」を主張する——をとおして、アメリカ革命運動の社会的性格を見ようとする。

## 目 次

- 一 社会運動としてのアメリカ革命  
——問題提起に代えて——
- 二 印紙条例一揆をめぐる諸事情  
(以上本号)

- 三 「サンズ・オヴ・リバティ」とその構成
- 四 抵抗陣營の二分化  
——二つの「サンズ・オヴ・リバティ」——
- 五 むすび  
——印紙条例一揆と一七七〇年の事件——

いわゆる「印紙条例一揆」について(上) (今津)

アメリカ革命が英本国への反抗運動であつたと同時に、

アメリカ自体内の政治および社会を民主化する運動でもあつたこと、独立戦争をとおして社会的領域に広汎な変化を見たが、とりわけ勤王派の財産没収によつてフランス大革命にも似た土地所有上の変化が起つたことは周知のところである。もちろんこの場合、土地再分配が小農民に有利であつただけでなく、富裕者による土地投機の弊害をもたらしたという反面を無視することはできないし、<sup>①</sup>また奴隸制の廃止が少数の邦に限られたことや、一時は廃止を決定した地方がやがてそれと逆の方向を指すにいたつた点などからして、アメリカ革命は市民革命として本来もつ限界以上になお不徹底な運動たるをまぬがれないけれども、ともかくこれによつて植民地時代の半封建的遺制はつきつきに排除されたのである。このようなアメリカ自体内の社会運動——最も素朴な表現を用いれば、アメリカ人同志の抗争——という命題は、党派の偏見をもつてではあるが、す

てに革命戦争当時からとり上げられ、十九世紀七〇年代以後のいわゆる《科学々派》(Scientific School)によつて明らかになされてきた。<sup>②</sup>つまり独立戦争を遂行しつゝあるアメリカ社会のなかには、植民地を本国から訣別させたと同程度の深い亀裂——十三邦を挙げてイギリスに当るという共同目標をもつてしても消し去ることのできない社会的対立——のあつたことが指摘されているのである。

こういう対立はまず勤王派と愛国派との闘争に現われている。そしてこの点に関して、われわれはいくたの学問的成果に恵まれる。断片的な嫌いはあるが、以下においてその一端をうかがつて見よう。

(一) かつてベルナル・ファイヤカール・ベッカーは独立宣言につきまとう神話的解釈を一扫して科学的操作を施すとともに、宣言の動機を國際的視野から検討し、それは外國の支援を得る方便であつたとする結論をみちびいた。すなわち一七七六年まで数回にわたつて採つてきた消極的抵抗、《ノン・インタークース》でなく、戦争行為を通じて本國を讓歩させる新戦術に則り、外國特にフランスの經濟的・

軍事的援助を得るため起草されたのである。事実一七六五年來、植民地は不輸入協定を結ぶことによつて、本国との妥協を考へてきた。なぜなら本国議會は常に、植民地側のポイコットで打撃をうけた国内商工業者の反撥に遭い、いくたの統制法を撤廢したからである。それゆゑ従來ポイコットは効果的な抵抗方法であつた。しかしすでに武力抗争へ突入した段階において、もはやポイコットは有効でない（七四年のポイコットによつても、同年の《強圧的諸法》は撤廢されてゐない）。とすれば別個の方法で、すなわち戦争をおこなふことによつて、或いは戦争に訴へる決意がある旨を示すことによつて、本国を讓歩させなければならぬ。そうであれば、従來の抵抗方法はかえつて障礙となる。なぜならポイコットは戦争準備をいちじるしく困難にするからである。戦争に訴へるには、戦争を続けるだけの軍需品が必要である。それには外國の援助を俟つほかはない。だからまずポイコットを放棄し、港を世界に開放しなければならぬ。と同時に大義名分のうゑでは《イギリス臣民》としてでなく、《自由な國民》であることを公言し

いわゆる「印紙條例一揆」について（上）（今津）

なければならぬ。けだしイギリス臣民にとどまる以上は、《叛徒》と呼ばれても致し方なく、叛徒に全面的援助を与える國はないからである。とすれば獨立の宣言以外に方法はない。こうして一七七六年四月六日、大陸會議がノン・インターコースという従來の抵抗方法を揚棄して港を世界に開放したときから、獨立宣言は自明的に約束されてゐたのである、と。ここではイギリス重商主義（航海條例の推進、奴隸貿易の奨励）に反撥した四月六日の宣言と、七月二日の獨立宣言とが自明的連関において捉えられている。これらファイヤベッカーの研究の面期性は、いまなお高く評價されなければならない。しかし今日では、單に對外的目的だけでなく、獨立に同調しえないアメリカ内の保守派（愛國保守派の一部、勤王派）に彼らの主張の無益さを自覺させ、強硬な獨立反對論者には財産沒收その他の鉄槌をくわへることによつて革命勢力を糾合する對内的意圖をもつたものでもあることが再確認されてきた。<sup>①</sup>この点を斟酌すれば、二つの形態の宣言を自明的連関においてのみ捉へることには多少の反省が必要とされる。それゆゑハッカ

三

教授は著名な論文において、二つの宣言の意味的懸隔を重視し、前者を保守派の圧倒的利害代弁、後者を急進派の勝利として一応区別する<sup>⑥</sup>。四月六日の宣言が保守・急進を問わず広く愛国派から要求されたのに反し、七月二日の宣言が愛国派同志のきびしい論争の後に採択された事實は、この間の事情を語っている。現にわれわれは次のような地方や大陸会議代表のあつたことを知っている。《宣言採択の前夜まで代表の意見がまとまらない》、《当日ようやく意見の一致を見た》、《代表に賛否決定の権限を与えない》、《宣言の採択後二週間して公式にこれを承認した》という地方、或いは《独立時期尚早論を固持し当日欠席した代表》、《遺憾の念をもちながら獨立に同意した代表》のことである。いずれにしても獨立宣言に関する今日の学問的動向は、あくまで科学性を尊重しながら十九世紀中頃までの素朴な党派的歴史にかえろうとするかのごとくである。前世紀中頃までの歴史叙述はホイッグ的・トーリーのどちらかの立場に偏り、科学的歴史とはいえなかつたが、それらのめざすところは一樣にアメリカ人同志の抗争という問題であつた。

今日の方は、高次の立場からそれらへの一種の復帰現象といえるのではないか。

(二)植民地として真先きに獨立に同意したのはノース・カロライナであつたが(一七七六年四月十二日)、そのことは同地が概して内部的対立を経験せず、はやくから世論の統一を見たことを意味するのではない。逆にこの地で七六年二月(獨立同意のわずか二カ月まえ)、アメリカ人同志の最初の主要な武力闘争が起つて父子・兄弟が相刺する悲劇を生み、血を流してはじめて愛国派が制勝した。しかもこの同胞相刺においては、フロンティア農民が勤王派であつたという重大な例外を見いだす。総じて両カロライナ、ジョージアなど最も南部のヨーマンヤスコッターは勤王派に味方した。この限りにおいては、フロンティアを單純に急進主義の温床とする神話は成り立たない。なおこういう研究は皮肉にもターナーがフロンティア理論を発表した頃から始められたが、一九三〇年代の前半に史料集(主としてノース・カロライナ)が公刊されてから既定の事実となつた観がある<sup>⑦</sup>。

(三)ノース・カロライナにいち早く現われた同胞・家族の相刺は、程度の差を示しつつ各地でくりかえされた。<sup>①</sup>たとえばニューヨークの愛国派はウェストチェスター郡を通過する際、勤王派の脅威をうけて絶えず生命の危険を感じなければならなかつたしマサチューセッツの或る地方の勤王派は家の煙突に黒帯を巻き、彼ら同志の目じるしとした。<sup>②</sup>愛国派との戦の決意のほどを示したといつてよい。事実勤王派の或るものはスパイとしてアメリカ軍の規模や作戦をイギリス側に密告したし、他のものは愛国派の分裂を策して敵陣内にまぎれこんだ。そのうえ勤王派は進んで反革命軍を組織し、土民を味方に入れて一七七六年および七七年には南部フロンティアを、七八年にはペンシルヴァニア北部のフロンティアを荒掠した。またアーノルド (Benedict Arnold) の反軍に投じ、ヴァージニア愛国派の拠点を掠奪・焼打ちした勤王派もあつた。勤王派軍(四十個部隊)やイギリス正規軍に所属したアメリカ人の総数は約五万<sup>③</sup>、なかなしく勤王派によつて編成された《King's American Dragoon》はイギリス正規軍の中心勢力であつたといわれる。<sup>④</sup>

つわもの「印紙条例一揆」にうつつ(上) (今津)

(四) かういう状態であつたから、愛国派が勤王派に強硬な態度で臨んだことはいうまでもない。<sup>①</sup> 後者は一切の政治的権利を奪われ、専門的職業にたずさわることにも許されなかつた。ニューヨークとサウス・カロライナとは、勤王派の家の近くで掠奪がおこなわれた場合、その償いは勤王派が負わなければならなかつた。そのほか二重・三重の税を課せられ、商品販売には下落した通貨で、債務支払には正貨を当てることを強制された。かういふ措置にすこしでも反抗すれば、国事犯として財産を没収された。その結果、穩健な勤王派にして極右派に転向した人々もあつた。<sup>②</sup>

愛国派による最大の報復は、勤王派財産の没収であつた。内乱の勃発後二年半にして(七七年十一月)、大陸會議は勤王派の財産没収およびその売却を諸邦に斡旋した。八一年十月までにサウス・カロライナを除く諸邦がこれに従い、翌年にはサウス・カロライナも同様の措置に出た。周知のごとく、勤王派内の五千人が失われた財産の償いをイギリス政府に要求している。その額千万ポンド以上(千五十八万三千四百十三ポンド)。一般民衆が年四十ポンドで暮して

ゆけた事実からすれば、勤王派の損失の大きかつたことが知られる。それだけではない。捕えられた勤王派にして、地下百五十フィートの荒廃した鉦山（コネティカットのシンベリ鉦山）に放りこまれ、生命を絶つた場合もあつた。

《勤王の地下墓地》（Catacomb of Loyalty）といわれる。

④ 史家によつて計算は違うが、国外に脱出した勤王派は八万ないし十万にのぼつた。ニューヨークだけで三万五千人、邦人口への割合において一頭地を抜き、ペンシルヴァニアでも脱出者は同邦の革命軍に投じた数を凌いだ。愛国派が中部諸邦を《敵の国》（the enemy's country）と呼んだのは理由のないことではない。⑤ これら逃亡者のうちバハマ諸島や英本國に去つたものはそれぞれ数千人、大半はカナダに安住の地を見いだそうとした。もちろん戦後ひき返した人々があつたことも看過してはならない。⑥ しかしまた多数の勤王派の脱出という事実が、カナダにおけるイギリス勢力の確立に寄与したことも否定することはできないであらう（移住地を開拓し、教会、民事・海事裁判所をつくり、参議會や代議會を設けて将来發展の基礎をきずいた）。誇

張していえば、イギリスはアメリカ植民地を失うことによつて、新世界への恒久的勢力を打ち立てたのである。

しかし独立戦争の側面につづけられたアメリカ内部の抗争は、単に勤王派と愛國派との一元的闘争にとどまるのではない。本國に一樣に抵抗した愛國派自身が、二派にわかれて反目し合つたのである。この両者の抗争こそ、本國側およびこれと結んだ勤王派勢力を一掃した後、つまり独立という問題が解決された後にいつそう重要性を増してアメリカ政治・社会史の中核を構成する。その起点と見られる《シェーズの叛乱》——急進派の反響、合衆國憲法の制定——保守派の制勝、ジェファソンやジャクソンの民主政治——急進派の勝利、そして封建的遺制を究極的に排除した第二次アメリカ革命は、すべて社会的連続の一コマとして捉えられる。だがそういう抗争は独立戦争の真只中にあるつても明確に存在し、アメリカ革命の基本的な命題となるものであつた。ヴァージニアの或る愛國派プラントーは次のごとくいつたと伝えられる。「紳士の諸権利は人間の諸権

利に従属せしめられてはならない」と。<sup>⑧</sup>この言葉は端的に保守派の感情を表わしたものといつてよい。この感情こそ、愛国保守派が独立戦争に投じた一つの動機であつた。たとえば中部における彼らの代表者ジョン・ディッキンソンが独立宣言の採択後、所信をひるがえし進んで戦闘に参加したのは、たしかにアメリカの危機を救おうという意図からであつた。しかし祖國を救うということは彼にとつて、単にイギリスへの抵抗だけでなく擡頭しつつあるアメリカ内の民衆勢力を不当に膨脹させないためであつた。<sup>⑨</sup>いわば愛国保守派は一六八八年のイギリス名誉革命を手本にし、紳士による紳士のための紳士の政治を念願して独立戦争を戦つたのである。しかし選挙権をもたない民衆側からすれば、政治的發言権を独占し祖國愛の名において戦時利得をおさめつつある愛国派の地主や商人は、勤王派に劣らず同胞の敵であると思われた。たとえイギリスや勤王派に勝つことはできて、同胞の名を騙る新しい支配者に征服されるのではないか、と。こうして《代表なくして課税なし》とする主張は、アメリカ自体内に対する要求としても存在

いわれる「印紙条例一發」について(上)(今津)

価値をもつにいたつたのである。この意味においては、ひとしく銃剣をとつてイギリス軍や勤王派に敵対した愛国派そのものが、同じ戦線にあつて反目し合つたわけである。だから将校たちが背後から兵卒つまり民衆によつて射ち殺される危険を感じたのも、理由のないことではない。<sup>⑩</sup>

愛国派同志の敵対関係は先に触れたごとく、独立宣言の採択にいたる事情——四月六日の宣言と七月二日の宣言の意味的懸隔、独立是非をめぐる見解の衝突——のなかによく示されている。独立戦争の起点ともいふべき独立宣言そのものがこういう事情のもとに採択されたとするならば、戦争の過程において愛国阿派がいかに敵対し合つたかは容易に推察されるところである。共通の敵に抵抗しながら、そしてそのために協力しながら、抵抗するもの自身がたがいに反撥したということは、考えようによればイギリス軍や勤王派への公然たる武力抗争以上に深刻なものがあつたといわなければならない。なぜならそれは戦争の遂行という一時的な問題ではなくて、新しいアメリカ連合をどうするか、連合のなかにあつて諸邦はどのような自主性をもつ

べきか——具体的にいえば《連合規約》をどういう風につくるか、どのような邦憲法をつくるか——という永久的・建設的な問題をめぐる抗争であつたからである。事実、愛國兩派の争いはこの二つの領域に鋭くあらわれている。これらをちく一紹介する余裕はないが、要言すれば十三邦の連合体をつくる問題では概して急進派の意向が反映し、邦憲法の制定にあつては保守派が優越した<sup>④</sup>。つまり前者においては、独立宣言の政体論を具体化し諸邦にそれぞれ絶対主権を与えた連合規約がつくられたのである。しかし七年六月にはやくも起草委員会が設けられながら、翌年十一月まで批准されなかつたこと、批准後も西部の土地所有権をめぐる大陸会議内の紛争によつて三年近く効力を発しなかつたことは、兩派の葛藤を示している。なお後者（邦憲法制定の問題）においては、十三邦のうち革新的憲法をつくつたところがわずかに四つ（ペンシルヴァニア、ニュージャージー、ノース・カロライナ、ジョージア）であつたこと、アメリカ民衆がイギリス議会に対してと同時に自邦議会に対して要求した《代表なくして課税なし》の原則も、

わずかに二つの邦（ペンシルヴァニア、ノース・カロライナ）で実現されたにすぎなかつたこと、一時革新的憲法を謳つた地方でも、その後改悪の過程をたどつたことなどによつて、保守派の優越を知ることができる。たとえば植民地時代に保守主義最大の牙城であつたペンシルヴァニアは、独立宣言と同じ年に百八十度の旋回をとげ、最も革新的と称せられる憲法を作成した。つまり（一）男子普通選挙、（二）新旧の差なくキリスト教徒の信仰の自由、（三）毎年開かれる一院制議会、（四）最高権をもつ議会の権限を侵さないよう規整された二元的行政部（しかも行政部は拒否権をもたない）を謳つた<sup>⑤</sup>。それは急進主義の牙城といわれるサミュエル・アダムズの邦においてさえ実現されなかつた進歩的憲法である。ところが戦時中および戦後の過程にあつて進歩性はしだいに影をひそめ、一七九〇年の憲法では次の規定におき代えられた。拒否権をもつた一元的行政部および立法参議会の設置（二院制議会）である。邦憲法の修正にあらわれたペンシルヴァニアの保守化は、同じ頃合衆国憲法に象徴されたアメリカ全体の保守化と相即する。いずれにしても



上に述べた二、三の例は愛国派内保守と急進との相剋、戦後における保守化の趨勢を示すものであり、独立戦争への協力の反面、新しい連合や邦の在り方についての紛争は戦争完遂への意欲に劣らない強さをもつてつづけられたといつてよいのである。

ところでこのような勤王派と愛国派、愛国派内保守と急進の諸陣営は、革命運動の進展につれてそれぞれ中立的立場から補充され、はじめ地平線上一つかみの雲であつたものがやがて空を蔽うまでに拡がるものであつて、勤王主義の進展は愛国主義の発展と平行している。事実一七六五年——六六年には一にぎりの勢力にすぎなかつた勤王派（トリー）は、独立宣言の後には充分愛国派に対抗しうる勢力となつたし、愛国派もまた中立的な人々をひき入れて大きな党派に成長した。われわれはまずこのダイナミクを無視することはできない。と同時に陣営の色分けはまたすぐれて個性的なものであり、同一の個人や集団が陣営を委ねるといふ流動性をもっている。たとえば七四年の第一回

「いわる」印紙条例「一撥」について（上）（今津）

大陸会議で愛国派はヘコンティネンタル・アソシエーション（Continental Association）を支持し、これを拒否した人々は勤王派として非難されたが、翌年武力抗争がはじまると、かつてアソシエーションに同意した人々のなかから武力抗争を拒否するものが出た。これらのグループは急進派による暴力的な反英運動を抑えるためアソシエーションに同意した人々である。さらに独立の問題がもち上つたときも、こういう移動があらわれている。たとえばニューヨークの代表的商人アイザック・ロウ（Isaac Low）は第一回大陸会議に出席しアソシエーションに署名した。しかし独立には反対して勤王派に与した。<sup>②</sup>同じくジョン・オールソップ（John Alsop）は第二回大陸会議に出席したが、独立が可決されると、これを遺憾として勤王派に走つた。<sup>③</sup>ところがディッキンソン、ロバート・モリス、ジョン・ジエイははじめ独立に反対であつたが、究極は独立のために奔走した。しかも独立宣言の後でさえ、こういう変化が起つてゐる。イギリス軍に占領された地域において、或る中立派はこれに追従し、同じ状況のもとで他の中立派は愛国派に

転じた。<sup>④</sup> そのほか同一家族の成員が敵対しあつた場合、なかでも老人が愛国派となつた例外などについては、すでに触れたところである。<sup>⑤</sup> フリック博士（A. C. Flick）の有名な研究によれば勤王派は七つのグループに分けられ、「近時移住した貧困な人々から最初に移住した富裕な家庭にいたるあらゆる階層をふくむ」とされているし、グリーン教授もつとめてこの観点から革命の陣營を捉えようとする。<sup>⑥</sup>

また比較的最近における注目すべき研究（イェール大学ラバリー教授による初期アメリカの保守主義論——本書はこれまでのような勤王派の行動やその取り扱われ方に関する探究ではなくて、トリー・マインドを本格的にとり上げた点で画期的意義をもつ）でも、勤王派は八つの多様な条件において平列的に論ぜられている。<sup>⑦</sup> もともと保守的な氣質、<sup>⑧</sup> 概して宗教的信念から、憲法上の権威およびイギリス政府への抵抗を道徳的悪と考える、<sup>⑨</sup> 徐々に且つすこぶる困難な事態の後に、究極の立場をとる——こういう決定の主要原因は同じ革命派によつて疎外されたという意識、<sup>⑩</sup> 中道を行こうとして同僚に拒絶された場合、<sup>⑪</sup> イギリス

への感傷的愛着、<sup>⑫</sup> 内逡巡的傾向——独立の不可避なことを知りながら、それをできるかぎり延ばそうとする、<sup>⑬</sup> 用心深い、<sup>⑭</sup> ベシミスティック——独立を達成すれば革命期の混乱が永続化し、無智・無秩序な連中を優越せしめるであろうという危惧である、と。<sup>⑮</sup> 歴史研究がきわめて微細な個別探究を使命とするならば、われわれはこの多様性と流動性のまえに茫然とせざるをえないのである。

こういうわけで左右および左派内急進・保守の色分けを画一的に決定することは、はなはだ困難である。しかしここで改めて、ラバリー教授の多様な分析の前提をふりかえる必要がある。なるほど彼において、勤王主義は社会的経済的地位のもたらしたものであるのみならず、<sup>⑯</sup> 物の考え方（an attitude of mind）の結果でもあつた。一概に勤王派といつても種々の個人的・集団的相違があつた。だが官吏、大土地所有者、商人をはじめ多数の人々においては、経済的私利の問題が重要な役割を演じた。この事実を認め、<sup>⑰</sup> たう、えで八つの点を理解しなければならなかつたのである。とすれば、それぞれの所屬する社会層を基準にして勤王派、

愛国保守派、愛国急進派の色分けを決定することも一応は許されるであらう。

(一)勤王派 (イ)イギリスと最も密接な関係をもち、或る場合には直接その代理人となつた大商業資本家。つまり経営規模が最大であり、投機と奴隸貿易とに拠つて巨大な利潤を追求する最も前期的な性格の商業資本家。その生産の基礎は西インドおよび南部の、奴隸を役する大規模な農業、イギリスによつて歓迎された北部の造船業および醸造業。要するに北部・中部のクエーカーの合法商人。ニュー・ヨークはアメリカ有数の商都であり、且つイギリス軍司令部の所在地として本国との関係が深かつたから、ここには勤王派商人が強力であつた。

(二)中部大地主の大半、南部の最大プランター。彼らは姻戚関係などを通じて大商業資本家と結託した。

(三)国王や領主の任命した知事および官吏、その追従者。特に参議会は植民地オリガーキの代表機関であり、ほとんど世襲的に二、三の支配的家族によつて占有され、勤王主義の牙城となつた。

(四)アングリカン・チャーチの牧師およびその追従者。同教会の牧師はほとんどイギリス系であつた。ごく少数のものはアメリカに生まれたが、イギリスに学び本国的利益を守ることを誓わなければ職に就けなかつたため、前者とあまり相違はない。

(五)最も安定した業務をもつ法律家。

いわゆる「印紙条例一揆」につづつて(上)(今津)

(一)愛国保守派 (イ)イギリスと直接取引をしないか、または密輸にたずさわつた商業資本家。経営規模が中ぐらいで——それだけ前期的性格は薄くなる——、時にはとつぜん海賊行為に変わる、沿岸貿易に従事した商人。毛皮貿易と密貿易が本職で、北部の農業および狩猟が彼らの生産的基礎となる。七六年四月六日の宣言は彼らの利害を直接反映したものであり、英本国およびこれと結んで重商主義の恩恵をうけた合法商人への抵抗を意味すると解せられる(ただしこのグループの一部には急進派もある)。

(二)中部大地主の一部、南部タバコ・プランターの大半(中小プランター)。タバコ栽培の不利益を補おうとして西部土地投機やプランテーション・マニユファクチャーに転じたプランターが、一七六三年以来イギリスの相つぐ対西部政策に脅かされ革命に走つたことは自然の姿である(中小プランターの一部にも急進派がいる)。

(三)安定した業務をもつ法律家の一部。

(四)愛国急進派 (イ)商業資本の最も初歩的な形態——きわめて単純な商品流通のうえに直接生まれてきた偶発的且つ零細な規模のうえに立ち、前期的色彩はほとんどないといつてよい小商人。

(二)都市の労働者・職人。

(三)西部農民——いわゆるヨーマンリーとスコッター。

(四)少壮の法律家・ジャーナリストなど。

(五)組合教会派および長老派牧師。

以上きわめて大雑把に各陣営を類別したが、こういう類型化に対しては次の諸点が改めて附記ないし検討されなければならない。(f) ロウアー・サウスの西部農民は本来勤王派であり、小作農の大半——ヴァーモントの小作農が愛国派であつたという重大な例外はあるが——も、大地主と行動を共にして勤王派に属したこと。(g) メーソン・アンド・ディクソン・ライン以北の上層階級は大半が勤王派であるか、または本国への秘かなる共鳴者であつたが（たとえばニューヨーク市商業会議所のメンバー百二人のうち五十四人は公然たる勤王派、十七名はその共鳴者であつた）、同ラインを下つてタバコ・プランテーション地方にゆけば、プランターの大半が愛国派であつたこと。(h) プランターの下、ヨーマンの上に位する《比較的富裕な農民》——努力補給の必要から古い比較的人口の多い地方に住住、農業労働者や奉公人を常時備い、いうまでもなく選挙権をもつた人々——はそれぞれ事情に応じて勤王派、愛国派保守・急進のいずれかに与し、または中立的態度をとつたのではないか、ということである。この問題は将来改めて研究したい。

さてこれら三つの党派のうち、独立運動がアメリカ社会に革命的变化をもたらすと考へた点で、愛国急進派と勤王派は対決しながら共通性をもつ。前者はこれを願望し、後者はこれを極度に恐れながら独立運動がそのまま終らな

いことを確信した点で共通している。ところが愛国保守派は本国およびこれに追従する植民地オリガーキイを打破しようとする意図において愛国急進派と協同戦線を張りながら、概して、急進派のもつめた小財産所有者の社会をよるこばない。彼らは依然として紳士の社会、富裕者の政治を理想とする。この意味では協力者である愛国急進派よりも、むしろ敵対者である勤王派に近いといえるのである。そのことは先に述べたヴァージニア・プランターやディッキンソンの意向のなかに代弁されている。彼らに対して「ヘニエー・アリストクラット」という名称が附せられるゆえんである。この愛国派内の抗争こそ、独立達成後のアメリカ史の基本的潮流につながるものでなければならぬ。

しかし一様に本国および植民地オリガーキイに抵抗しながら、抵抗するもの同志のあいだに軋轢があつたということ、ひとしく革命に参画しながらその態度に相反する二つの形態があつたということは、決して一七七六年にはじまつた現象ではない。独立という形の革命方式は七六年を起点とするが、それは従来の革命方式の帰結として——むしろ

る行きづまりの結果として——、ようやくその年到来したものにすぎない。「革命は独立戦争をもつて初幕を降ろしたばかりである」というベンジャミン・ラッシュェのアメリカ革命観とは逆に、それが「独立戦争前からはじまつていゝ」とするジョン・アダムズの回想をいまだ一度検討する必要がある。ここに本稿が一七六五年——六六年の《印紙条例一揆》(Stamp Act Riots)をとり上げたゆえんがある。なるほど当時においては、独立宣言後に見られるような大集団としての左右、急進・保守の党派はない。しかしもしこの一揆が本国への一様の抵抗と同時にアメリカ内二様の対立、特に愛国派同志の抗争の《原形》を形づくつたとするならば、独立宣言を十年も遡る時代の出来事にアメリカ革命史上の重要な位置を与えなければならぬ。こうして本稿の問題点は、英本国およびこれに通ずる勤王派に對しての、たがいに反撥する愛国派二様のレジスタンスにおかれるのである。

これまで印紙条例一揆は主として英本国対植民地という観点からとり上げられ、アメリカ内社会抗争の問題として

「わゆる『印紙条例一揆』について」(上) (今津)

は二義的にされてきた。しかしアメリカ革命が二重の運動——ホーム・ルールと独立のための戦であるとともに植民地内の社会運動——であるならば、後の分野において占める印紙条例一揆の意義が問題視されてよいであろう。もちろんこういう研究がなかつたというわけではない。カール・ベッカー、その同僚のアボット教授(W. C. Abbott)らをはじめ、いくたの革命史家がこれに触れている。或る意味で筆者の方向は、これまでの研究過程を踏襲するものにかすぎない。なかでも一揆におけるアメリカ内のイデオロギー抗争(主として宗教闘争)を指摘しようとしたミラー教授(J. C. Miller)の問題点は、それまでの社会史的研究を一步前進させたものとして高く評価される。すなわち教授は社会闘争の際の急進的結社《サンズ・オヴ・リバティ》(Sons of Liberty)を宗教闘争の《サンズ・オヴ・ディセンターズ》(Sons of Dissenters)におきかえ、長老派および組合教会派對アングリカン派の抗争を印紙条例にむすびつけて見ようとする。たとえ教授が植民地アングリカン派牧師と印紙条例の実施とのあいだの直接的關係を

発見しようとして果さなかつたとしても——“ecclesiastical Stamp Act” というところまで進んだかどうかいまのところ不明であるとする——、社会闘争をイデオロギー抗争の問題にまでもち上げようとした教授の意図は印紙条例一揆の理解にはなはだ示唆的である。しかしまたミラー教授にあつても、社会運動としてのアメリカ革命という観点からする一揆の位置づけは、かならずしも明確でないように思われる（五、むすび参照）。このことは、教授以前の史家たちにも概して当てはめられるのではないか。なるほど一揆における都市住民と農民との協同は、植民地によつて性格を異にする。ニューヨークでは農村に対する都市の反感ないし無関心によつて、事実上の協同戦線はでき上つていない。こういう点から見れば、六〇年代の抵抗は七〇年代の様態に比して初歩的且つ未成熟であつたといわなければならぬ。或いはまたネットルス教授（C. P. Nettles）が確言することく、商人層の明確な分裂、すなわち勤王派と愛国派との分岐点は、『ヘタウンゼンド条例』の場合まで時期を下げるべきであるとされる。合法商人は外国

または外領との不法貿易を抑えようとするタウンゼンドの政策に好意を示し、自由商人との対立を失鋭化した。たとえはニューヨークにおいて、同条例に対する合法商人の好意が抵抗運動に作用した結果、第二回不輸入協定の採扱は遅延している。結局協定は成立したが、その際にも彼らはできるかぎり協定を回避しようとした。こうして合法商人は一方でサンズ・オヴ・リバイティからの圧力、他方で自由商人との紛争に苦しめられ、ついにイギリスの官憲や軍隊を保護者と見なすにいたつたのである。この事実もまた、社会運動としてのアメリカ革命史における印紙条例一揆の位置をひき下げる一因といわなければならぬ。このようなヘンディキャップがあるにかかわらず、もし一揆のなかにアメリカ内二重の運動の原型が示されるとすれば、社会運動としての見地からもこれにアメリカ革命史上の起点的位置を与えてよいのではあるまいか。いずれにしても、従来の史家たちの研究成果をうけ入れつつその不明確さをすこしても補うことが本稿の派生的課題である。要点は植民

地内社会運動の一環としての印紙条例一揆——特に愛国派同志の抗争——にある（中心となるべき論考は三、四、五で与えられる）。

## 二

印紙条例法案は北アメリカにイギリス軍一万を駐屯させる目的からグレンヴィル内閣が提出し、一七六五年二月二十七日、ほとんど反対も特別の関心もないままに下院を、三月八日いささかも異議なくして上院をそれぞれ通過、同月二十二日に国王の承認を得て、十一月一日から実施と決定されたものである（北アメリカに一万の兵力——戦前の数倍——を駐屯させ、そのため植民地に課税するという原則は、すでに六二年ニューカッスル内閣によつて定められ、翌年ビュート内閣の通商大臣タウンゼンドによつて印紙条例が發案された。グレンヴィル内閣は前内閣の委託を履行したにすぎない）。同法の意図するところは軍隊駐屯に必要な費用（年三十五万ポンドと算定さる）の一部、年六万ポンドを植民地から捻出しようとするにあつた。この六万ポンドという額はアメリカ人一人

「わゆる」印紙条例一揆」について（上）（今津）

あたり一シリリングにも満たず（約五十万の奴隸を除いて人口二百万程度であつた）、労働者一年分の賃銀のうち一日の労賃の二分の一ないし三分の一にすぎない。したがつてそれは後に、植民地に寛大すぎるといふ非難をうけたくらいである。⑩ しかも印紙条例は決して未知の、新しい法律ではない。本国ではすでにウィリアム三世時代から大した不評判をうけずに実施されているし、アメリカでもマサチューセツやニューヨークが一時的に体験している。⑪ そのうえグレンヴィルの予定した年六万ポンドという印紙税は、イギリス本国の場合よりも税率が低かつた。⑫ こういう寛大さや植民地側における先例にもかかわらず、同条例は当のマサチューセツおよびニューヨークをはじめ植民地の諸地方に異常な反響をまき起した。

もちろん印紙条例をめぐるアメリカ人の反撥は、その問題ただ一つに原因をおくのではない。植民地時代多年にわたるイギリス重商主義への反感、そしてごく近くでは『砂糖条例』および『通貨条例』（六四年）、『軍隊宿営条例』（印紙条例通過の一カ月後に可決さる）、或いは『勅令』

（六三年）などへの諸々の不満がうつ積し、アメリカ人の大半が植民地議会にも代表されない（本国議会だけではない）という不満がからみ合つて印紙条例を機会にこれに結集、ニューハンブシャーからサウス・カロライナにいたる広汎な騒擾へと発展したものである。なかならずく不満に関連をもつものとして、当時植民地をおそつた経済不況が指摘されている。

ハッカー教授はアン・ベザン女史（Anne Bezanon）らの研究「植民地ペンシルヴァニアの物価」（一九三五年）に依拠して、次の見解を下している。一般に景気変動は近代産業資本主義によつてはじめて出現したかのごとく考えられやすいが、それ以前の段階においても好況と不況との循環がある。ただし後者では恐慌や不況が主として商業中心地に限られたのに反し、前者の場合、影響は普遍的である。植民地時代のアメリカにも後の意味における景気変動があり、十八世紀初頭から跡づけることができる。フィラデルフィアを例にとれば、二つの長期景気変動がある。第一は一七二〇年——四四年頃、第二は四四年——八四年頃

であり、物価の上昇によつて特徴づけられる。第二の長期サイクルはそのなかに起つた短期の変動によつて、特に興味をひく。四四年夏——四九年春までが回復期であり、四九年——五七年に後退が起つた。七年戦争の勃発および植民地商人の戦争参加によつて、物価のカーブは再び上昇した。こうして五七年来いま一度回復と繁栄の時期がおとずれ、六三年（終戦）までつづいた。戦争の終結、イギリス重商主義統制の強化など諸般の事情によつて、またも後退がはじまり、六四年——六九年の期間の大半が不況期にあつた。次いで七〇年——七二年にすこし回復し、七二年——七五年に三たび後退が起つた。こういうフィラデルフィアでの経験は、他の商業植民地にも当てはめられる。つまりフランスとの戦争によつて好況となり、戦争の終結、イギリス通商諸法の実施およびデフレ政策の結果、不況が到来した。それゆゑ六四年——六九年、七二年——七五年の後退期が革命の理解に注目される、と。<sup>⑤</sup>

これに対しハッカー同様ベザンソン女史に依拠したライト教授（C. W. Wright）は、次のごとく好況と不況との



時期を設定する。五五年——六二年に物価は急速な高騰をみたが、その後六五年中頃まで明確に低下した。次いで六六年末まですこし上昇した後、再び物価は下向しつづけ、六九年中頃には最低点に達した、と。<sup>④</sup>

ハッカーとライトとでは査定のように多少のズレがあり、また査定との密度もやや相違する。ライトにおいて好況期とされる五五年——五六年、不況期とされる六二年——六三年は、ハッカーにおいてそれぞれ後退、回復——繁栄の時期と見なされている。またライトがやや回復した時期とする六五年中頃——六六年末は、ハッカーにおいて「大半が不況に当る」時期として、六四年——六九年の枠のなかに一括されている。筆者に与えられた史料の不足のため適当な検討をくわええないことを遺憾とするが、しかしこのような多少のズレや査定との相違は枝葉末節にすぎない。両者に共通する点は一七六四—六五年中頃が不況の真只中であり、六五年中頃——六六年末も依然として不況の渦中にあつたということである。そしてまことにこの時期が、印紙条例をめぐる騒擾期をふくんでいるのである。<sup>⑤</sup>

いわゆる「印紙条例一揆」について(上)(今津)

では七年戦争後の経済不況はどの程度まで印紙条例一揆の勃発および進行に作用したであろうか。ライト教授が告白しているごとく、不況の実態が未だ十分に研究されていない現段階において、この問題を究明することは至難である。と同時にこの問題は本稿の意図——印紙条例一揆にあらわれた二つのレジスタンス形態と、一揆がアメリカ革命にもつ意義——から多少へだたるところでもある。それゆえ以下、不況のごく一端を指摘する程度にとどめる。

「経済的不況期はかならずしも一七六四年の諸条例によつてたらされたのではない。変化のはじまりは六三年における旧糖蜜条例のより活潑な実施期にまで遡ることができる。さらにそれは不自然な戦時繁栄の崩壊にもとめられる。……戦争の終結、大半の軍隊の解除によつて、正貨を豊富に獲得する根源が枯渇した。商人や農民は稔り多い市場を失い、手もち物資の過剰に直面したのである。にもかかわらず不況の主要な原因は、六四年の統制的条例であつた」<sup>⑥</sup>(大意)

右はシュレンシンガー教授が経済不況の原因に対して下した見解である。もちろん教授のごとく不況の原因をよりすぐれてイギリス重商主義の強化にもとめるといふことには、多少の疑問がないこともない。たとえばJ・T・アダムズは戦争の終結にともなう自然的後

退の方を重視しているし、バルック二世もアダムズと同一見解に立ち、民衆は不況の真の原因が平時経済への切り替えにあつたことを理解しないで、砂糖条例に原因があるごとく誤解した、と述べている。これに対しハッカーやライトは、イギリス重商主義の統制と自然的後退との二条件をそれぞれ均等したウェートで提示している。それゆえ不況の決定的原因をただ一つだけ摘出することは困難である。しかし戦後イギリスの統制が植民地経済に打撃を与えた点も動かすことのできない事実である。たとえばマサチュセッツ知事バーナードは次のように書いている。「昨年(六三年)当地には一万五千ホグスヘッドの糖蜜が輸入された。五百ホグスヘッドを除いて、すべては外領諸港から来たものである。一ガロンにつき一シリング四ペンスとして、その価額は十万ポンド・スターリングにあたる。これだけの分を購入するには、同額の魚類および木材を輸出しなければならぬ。いまやこの取引が禁止されたことを想像せよ——なぜなら五十パーセントの税は禁止というに値するから。その結果当地はイギリス製品を十万ポンドだけ少く輸入せねばならず、造船業の減退に代わって魚類および木材を十万ポンドだけ完全に失うことになる。ただ一つの植民地で、しかもわずか一年、わずか一つの貿易品の場合において、そのようなのである。こういう結果が起りうることにへの心配から、警戒心が起るのは当然ではないか。この条例(砂糖条例)を継続・実施することから生ずる結果への人々の恐れは、

単なる怠惰な或いは理由のない恐怖ではない」と。バーナードの手記と同じ意味のことが六四年十一月三日、《イギリス下院へのマサチュセッツ参議会および代議会の請願》に見られる。つまり、もはや外領糖蜜の取引がおこなわれないとすれば、マ住民による漁獲の半ばが失われる。それは事実上、同地漁業の壊滅であり大半の船員たちの破滅である……と。それゆえマ代議会は砂糖条例に強く反対し、ロンドンへ派遣した代理人をして次のごとく通告させている。条例は北部植民地産業の基礎たる漁業を破滅せしめる。なぜなら年十六万四千ポンドの魚類取引(バーナードの数字とやや異なる)、それに附属する船舶(十万ポンドの価値)および諸設備など(二万二千七百ポンド以上)の損失があり、くわえて五千人の船員が失業するからである、と。ロード・アイランド知事ホプキンスもマサチュセッツの場合と同じ癡癡を予想している。当地において糖蜜だけに課せられる税は年一万四千三百七十五ポンドとなるであろう。こういうことは例のないことである……と。

植民地の識者たちが憂慮した事態は、単なる予想の段階にとどまらなかつた。たとえばニューヨークにおいて以前の糖蜜価格は一ガロンにつき一シリング六ペンスないし一シリング九ペンスであつたが、一ガロン三ペンスの税によつて一・二ペンス分だけはねり上り、ギニア海岸でのオランダ商人のラム酒の方がアメリカ商人のそれより安値となつた。そのうえかつて奴隷貿易に従事していた十ないし十二の船舶は不用となり、二十年間も商業にたずさわつていたヴェ

テランが不況のため引退した<sup>④</sup>。ペンシルヴァニアでも年五十万ポンドの製品を本国から輸入しながら、輸出は四万ポンドにすぎないという状態を呈した(収支のおびただしいへだたり)。いきおい正貨の枯渇が憂慮された。

ボストンではホイールライト (Nathaniel Wheelwright)、スコリー (John Scollay)、スロット (Joseph Scott) をはじめ大商家がぞくぞくと破産した。同市最大の商人トーマス・ハンコックの死によつて七万ポンドの遺産を得(六四年八月)、諸外国と広汎な取引關係をもつていたジョン・ハンコックは次のごとく書いたといわれる。「事態は悪い。……同地でもはつと悪くなるだろう。要はこんな具合だから、誰が安全か安全でないかは分つたものではない」と。現に六五年六月、西インド貿易に従事したボストンの船舶は五分の一以下となり、正貨の流通も杜絶える状態であつた。

商業的不振は地価の暴落にも影響した。たとえばマサチューセツツ・ヴォラントウン (Vollantown) では一エーカーが三十ポンドから十五ポンドとなり、スタフォード (Stafford) でも五十パーセント、イースト・ハダム (East Haddam) では二十五パーセント下つた。翌年にはストニングトン (Stonington)、クロートン (Coton) およびその周辺の地価が半値となつた。ロード・アイランドでも同様であり、戦後一兩年にして地価は四分の一——二分の一に下落した。植民地人大半の富が土地にあつたことを想起すれば、社会不安が拡

がりつゝあつたことは当然推察されるところである<sup>⑤</sup>。しかも商業取引の不振のため、農民は地価の大暴落だけでなく穀物市場を狭められ、債務に苦しんだ。ニューヘヴン地方裁判所における年二百六十五件の訴訟のなかで、大半は債務関係のものであつたといわれる<sup>⑥</sup>。マサチューセツツでは商業的不振によつて数千人が失業した。それにくわえて六四年には旱魃と天然痘が襲来し、ついにボストン市民の半ばは西部にむかつて去つたといわれる(不幸には不幸が重なるもので、たまたまハーヴァード大学が焼けた。天然痘を避けるため同大学の図書館に移転していた代議会は頹壊した。天はマサチューセツツ人をうち懲らすかのごく思われたのである)。

ところで一般に印紙条例への不満や反抗は、前年の砂糖条例への不満や反抗と違つて普遍的であつたといわれる<sup>⑦</sup>。この通念は、普遍的という言葉を植民地全体の意に解するとき、かならずしも正しくない。英領西インドや比較的新しい本土植民地(ジョージア、七年戦争の結果手に入れたカナダおよび東フロリダなど)では、印紙条例は容易に承認されている。たとえばジャマイカでは住民がまったく無関心であつたため、二人の黒人奴隸がなんらの障碍もなく十マイル以上にわたつて印紙をはこぶことができた。

バルバドスの住民もたやすく服従した。このことは六五年十二月二十七日の「ニュー・ロンドン・ガゼット紙」に記載されている。「先週バルバドスから到着したりーズおよびデヴィドソン両船長から、われわれは次のことを知つた。すなわち同島の住民が印紙の附いた書類を進んで受容することにより、彼らの自由と財産との喪失にたやすく服従したということである」と。大体西インドではセント・キッツ（St. Kitts）とネヴィス（Nevis）だけが印紙条例に反対したが、この場合でも反抗は当地の住民によつてではなく、港に碇泊中のアメリカ船の船員たちから起されたといわれている。<sup>⑤</sup>西インドと同様にハリファックス、ケベック、東フロリダでも反抗はなかつた。東フロリダのセント・オーガスティンから印紙売捌人が逃亡をくわだてたのは、条例反対の民衆暴動を避けるためではなくて、債権者から逃れるためであつた。<sup>⑥</sup>はじめ抵抗運動の気配を見せたジョージアでも、反抗の推進力たるべき商人自身が豹変して運動をおさえ、印紙売捌人の任命を知事に懇請した。そのうえジョージアでは、若干の印紙が実際に使用されたの

である。<sup>⑦</sup>以上の事実をあわせ考えるとき、印紙条例への反抗を普遍的とする見解は厳密には正しくない。

これに反して古い植民地では、まつたく異なつた様相を呈した。反抗は単に覚書や請願或いは不輸入協定のような非暴力的性格——それはまた六五年十月、九植民地の代表をあつめて開催された「印紙条例会議」(Stamp Act Congress)の行き方でもあつた——にとどまらず、民衆暴動に発展した。この二つの形態の抵抗は、後への伏線として重要な意味をもつ。

民衆のデモや暴動は一七六五年八月ポストンにはじまり、翌年春印紙条例撤廃の知らせが到達するまで、ニュー・ハンプシャーからサウス・カロライナにいたる各地で何回となく繰りかえされた。これらを総称して一般に印紙条例一揆という。なかでも八月十四日と二十六日ポストンに起つた急激・暴力的な「八月一揆」(August Riots)、ポストンの場合ほど暴力的ではないが十数回というおびただしい数において抵抗の執拗さをもの語る「ニューヨークの騷擾」(条例の実施日——十一月一日からはじまり翌年におよぶ)が、代

表的なものとして知られている。ポストンおよびニューヨークの場合について、騒擾の状況をうかがつて見よう。

八月一日マサチュセッツ印紙売捌人オリヴァー (Andrew Oliver) の家を破壊して氣勢を上げ印紙条例一揆の口火を切つたポストン民衆は、十四日の朝オリヴァーの案山子 (Gibbet) を古靴のなから覗いた角ある悪魔の頭と一緒にポストン南端の「自由の樹」へぶらさげ (印紙売捌人への反抗の意を示す)、夜に入るや数千の大群衆をなして再び彼の家を破壊、新設の印紙事務所を打ちこわした。このためオリヴァーはただちに辞職した。翌日群衆はオリヴァーの義兄弟にあたるトーマス・ハッチンソン——副知事、最高裁判所首席判事、参議会議長の要職を兼ね、年収三百ポンド、マサチュセッツ・オリガーキーの代表的人物——の家に押しかけ、窓を破壊した。次いで二十六日の夜、彼らは再びハッチンソンの家をおそい夜どおし掠奪をつづけ、調度品はもちろん、ポストン中最も広大なその邸宅を完膚なきまでに破壊した。ハッチンソンは家族とともに命からがら避難した。損害は当時の金で三千ポンド (のちイギリ

ス政府によつて三千百九十四ポンド十七シリング六ペンスの償いを得た)。年収四十ポンドで一般民衆が暮してゆけた事情を考えると、彼がいかに巨額の収入を得、豪奢な生活をしていたか、損害がいかに大きかつたかを理解することができる。なお彼が三十年間にわたつて材料をあつめ、アメリカ革命の史料として貴重な「マサチュセッツ湾史」の原稿も騒擾で散佚し、一部は数日後街頭の泥沼のなから発見された。ハッチンソン自身印紙条例には反対でありながら、彼が富裕者でありオリガーキーの代表的人物であり、且つ印紙売捌人の義兄弟であつたため、民衆の反感を買つたのである。そのほか民衆の攻撃は海軍裁判所や税関の関係者にも及び、それらの建物や種々の記録が破壊され焼却された。現場に居あわせた官吏のだれ一人として干渉しうるものはなかつた。二十六日の夜をおして、ポストンはテールルの状態を呈したといわれる。

ニューヨークの騒擾については、当時港に碇泊していたイギリス船舶の機関士モントレノール大尉 (John Montresor) の日記から明らかにすることができぬ。(以下モン

いわゆる「印紙条例一揆」について(上)(今津)

トレンソールの日記。文中のカッコは筆者の解説)

(十月二十二日)、印紙条例会議がイギリス議會への請願問題について最後の審議をおこなつていたとき、コヴェントリ号(the Coventry)とガーランド号(the Garland)——ともにフリゲート——に護衛されたエドワード号が十束の印紙を積んで入港した。約二千人の群集が印紙の陸揚げに反対するため会合した。不穏な空気をみてとつた副知事および參議會議員は、翌日、夜陰に乗じて印紙を要塞に移した。一方、急進的なサンズ・オヴ・リバティは次のプラカードをかかげて市を練り歩いた。

「祖国のために

男ありて印紙を配布ないし使用のうへは家屋、身柄に注意す

べし。結果に責任を負わず。

民の声

右宣誓す」

(十一月一日、印紙条例実施の)第一日目の夜七時頃、おどろくべき多数の群集が街頭に集結した(多くの農民がニューヨーク市に流れこんだ。これらの農民は四百——五百人の船員、約三百人の大工、黒人奴隸その他に合流して三千人に達した)。(5)

二二

らは(印紙のつかれてゐる)要塞にむかつて行進した。群集はなお増加した……五百ないし六百のロウソクを手にして。暗い夜であり一すいの風もなかつた。わたくしは要塞の方へ走つた。群集が近づくにつれて美観を呈した。わたくしは(守備隊長)ジェームズ少佐が群集を見たとき、次のごとくいうのを聞いた。「それ来たぞ。怪しからん」と。群集は三度拍手して要塞に近づく(ただしこの場合は重大な事態にいたらず、傲慢なジェームズ少佐への報復行為としてその家の破壊を揚言、且つ知事の案山子と馬車とを焼いただけで引き上げた。因みにジェームズ少佐への報復とは次のことを指す。もともとニューヨーク市は戦略上の拠点であるにかかわらず、要塞設備はいちじるしく貧弱であり、守備兵も百五十一人にすぎなかつた。こういう状態にありながらジェームズは、ごく少数の兵で群集を蹴ちらしうると豪語した。それへの仕返しである)。(6)

知事の馬車を焼いたのち、群集はジェームズの家に押しかけ、十分間足らずのうちに窓、戸、姿見、図書室、一切の陶器や家具類、羽毛の寝具をこわして街頭に投げ出し、書物を焼き、庭で酒を交わし、一枚の赤い絹カーテン(それを彼らは旗の代わりにした)以外のすべてを焼きはらつた。

(翌日) 彼らは知事を生かしておくべきかどうかを語り合つた。一方要塞は戦闘準備のため補填された。(この日も) デモは暗くなるまえからはじまつた。(しかし) 知事は参議會議員を派遣して交渉させた。万幸、平和裡におこなわれた。すべての群集が家にかえつた。

しかしまだ知事が印紙を保管している以上、民衆は満足しなかつた。大デモの数日後には要塞攻撃の告示が出された(サンズ・オヴ・リバティの一派《サンズ・オヴ・ネプテューン》(Sons of Neptune) による告示)。ここにおいてエドワー

ド号の船長は逃亡し、知事の家族もコヴェントリ号に避難した。つづいて群集はフィールズ(Fields—ニューマーケットの北端)に集結し、武装を決議した。その結果知事は譲歩し印紙を市長と市参事会員にわたして、市役所に移管することを認めた。これには数千の群集がつきそつた。(その後まもなく) 印紙の大半は本国に送りかえされ、ジェームズは騒擾の責任を負つて本国に召還された。十二月はじめには、印紙売捌人のマッキーヴァーズ(James McEvers)もサンズ・オヴ・リバティの面前で辞職を約束した。

いわゆる「印紙条例一撥」について(上)(今津)

(こういう措置によつて十一月一日の大デモは一応の目的を達した。にもかかわらず騒擾は終結せず、翌年の二月下旬までつづいた)。

(十二月十七日のデモ)(八時頃群集はグレンウィルをはじめ印紙条例実施の責任者たちの)案山子を先頭に行進をおこなひ、次いでこれらの案山子を焼却した。群集の誰もかれもがロウソクを与えられた。ロウソクは彼らが行進中に民家から押収したものであり、供出を拒んだ場合は放火すると威嚇して手に入れたものである。

(十二月二十四日) 群集はケネディ船長(Captain Kennedy—エドワード号船長)の家を破壊するため集つたが、市長(の策略)によつて鎮圧された。彼(市長)を怖れさせる手管……(すなわち)群集はかつぎまわる案山子をつくることに従事した。

(十二月三十一日) この夜群集は(イギリス軍)司令官の案山子を焼く決議をしたが、夕方集結した将兵によつて侮辱を防ぐ適宜な措置が講ぜられた。

(六六年一月一日) 二人の船長(コヴェントリ号とガイヤ

ンド号)の築山子をつくり身柄をおびやかすといういくたのプラカードがあらわれた。

(二月四日) オルバニイのヘリバティ・ボーイズが集会し、ニューヨーク市サンズ・オヴ・リバティに劣らない運動方針を検討した。(数日後)四百人のリバティ・ボーイズがヴァン・シャーク(Van Schack)——ヘッキューヴァーズのほかに印紙売捌人となることを噂されていた人<sup>⑤</sup>の家をおそい破壊した。(翌日)シャークはサンズ・オヴ・リバティの会に出席し、印紙売捌人とならないことを誓約した。

(二月三日) ニュヨーク市民衆は近隣のリバティ・ボーイズと通信委員会を結成した。(その直後)市の新聞を支配したサンズ・オヴ・リバティは、印紙条例が実施されるのを甘受するよりも全力をつくして戦うことを声明した。

(二月十四日) サンズ・オヴ・リバティは二人の著名な商人——チャールズ・ウィリアムとピントード——が印紙を使用したという知らせをうけた。彼らはアリコック(Joseph Allicock) ラム(John Lamb) およびシアズ(Isaac Sears)を指導者として集まり、これら紳士たち

(前記の商人たち)の家を押しかけて大暴動をはたらいた。……それは白昼暴動の初めてであつた(翌日、これら商人はサンズ・オヴ・リバティの会合に引出され、二度と印紙を使わないよう誓約せしめられた)<sup>⑥</sup>。

(二月十四日の一揆の後)、ケネディ船長の代わりのコナー船長(Captain Conner)が来た。(数日後——十九日)、サンズ・オヴ・リバティはアリコックとシアズをガーランド号に派遣して副長ハラム(Hallam)と交渉させた。この間、群衆は船の碇泊する近くの埠頭から次のように叫びつつけた。「首に縄をつけて副長を引つばつてこい」と。ハラム氏は一言の挨拶もしなかつた。

(翌日)群衆はハラムを引きわたさない場合を予想して、船を攻撃する準備をした。司令官ゲージはガーランド号を救助すべく、戦艦に火薬と弾薬筒とを与えた。(翌二十一日)サンズ・オヴ・リバティが再び集つたとき、彼らは船が戦闘準備をおこなつたことを発見した。……このときまたまコネティカットのプトナム大佐(Colonel Putnam)がニューヨーク・サンズ・オヴ・リバティを応援すべく、



一万の民兵を送るといふ知らせが着いた。本国軍との衝突は、一触即発のところへ来た。こういう事態においてサンズ・オヴ・リバティは依存性の脱却をもとめつつあつた。印紙条例撤廃の知らせが到着して(後になつてその誤りであることがわかつた)、はじめて衝突を避けることができた。

(このようなモンテソールの日記の一部からも理解されるごとく、ニューヨーク市の印紙条例一揆は長期の執拗さをもつて展開された。しかも一揆の推進力は都市住民だけに限られなかつた。先に触れたごとく、十一月一日の大デモには農民が都市民衆に協力しようとした。その点について直接史料を入手しえなかつたが、一七六五年十一月七日の《ニューヨーク・ガゼット紙》および《ウィーリ・ポスト・ボーイ紙》に記述されているといわれる。「近くの農村や諸地方から多くの人々が来た……或るものはわれわれ都市住民の毅然たる態度に満足して家にかえり、自己の居住地においてそれぞれ自己の自由を保持し、もし支援が必要とあればわれわれを助けるであらうことを決意した」と。そのうえ都市住民による抵抗が執拗さをくわえるにつれて、農村地方にも騒擾が頻発している。本稿四、参照)

以上はポストンおよびニューヨークに起つた騒擾の不十分な解説にすぎないが、これに類似の現象はジョージアを

いわゆる「印紙条例一揆」について(上)(今津)

除く十二植民地の主要都市で一様に繰りかえされている。①  
こういう民衆の反抗に遭つて印紙売捌人はぞくぞく辞職し、一揆が起つてから二カ月のあいだに(九月)、植民地全体を通じて現職にとどまつたものはフィラデルフィアのヒューズ(John Hughes)をはじめ二、三人だけとなつた。②そして十二月までには、最後のヒューズも辞職の止むなきにいたつた。③またジョージアを除いて印紙自体も適当に保管され、ほとんど配布のはこびにいたらなかつた。マサチューセツツではウィリアム城に、コネティカットの印紙はニューヨーク要塞にそれぞれ収められ、ニューヨークの印紙は市長および市参事会員の手を経て市役所に保管された。④だから印紙条例実施の期日が到来した前後において、「武力以外のなものも条例を強制しえない」⑤のは分りきつたことであつた。(未完)

① 特にニューヨークについては H. B. Yostpe の二力作 "The Delancey Estate, Did the Revolution Democratize Landholding in New York" in New York History, XVII (1936) 及び "The Disposition of Loyalist Estates in the Southern District of the State of New York (1939)" があつた。前者は入手しえなかつた

が、後者の附録に載せられた土地没収の統計五篇はきわめて有益である。アメリカ全体に關するこの方面の概説は、不肖にしてグレイその他一般書以外に知らぬ。

② 「アメリカ革命史の歴史」については、近く発表の予定である。

③ Bernard Fay, *L'Esprit révolutionnaire en France et aux États-Unis*, 1927, pp. 52—53; Carl Becker, *The Eve of the Revolution*, 1918, pp. 244—45; Becker, *The Declaration of Independence*, 1922, p. 129. なおヤッカーが提供した革命の一史料 “Jeremiah Wynkoop” に見られる義理の親子の会話が同一の事情をひたしてゐる (Cf. Becker, *The Spirit of '76*). 前記ヤッカー自身の女論も、この史料に支えられたと思われぬ。

④ たゞ今は J. C. Miller, *Origins of the American Revolution*, 1943, pp. 484—86 参照。ミラー教授が引用した事実を指摘すれば次のとおりである。(一)一七七六年はじめチャールズ・リー將軍はロンゲ・アイランド勤王派に対して、英本国への武力闘争を誓約せしめようとした。そのためアイザック・シアズが派遣された。ところがシアズは勤王派によつてすげなく拒まれ、かえつて勤王派の決意を固めるだけの結果となつた。この事實はイギリスに反抗して武器をとるという行為自身が、勤王派を屈伏させようとする愛国派の手段でもあつたことを示す。(二)すでに一七七五年一月十九日、愛国派のリチャード・ダービー二

世はサミュエル・アダムズに宛てて次の如くに書きおくつてゐる。独立宣言は富裕な勤王派の土地没収をうながすことにまつて、この怪物に致命傷を負わせる唯一の方法である、と。こうう社会運動としての見地からリー・パーパー、アダムズやジョンソンのスローター、大陸會議代表の書簡集などが再検討をせよと強く思はれた。

⑤ I. M. Hacker, “The First American Revolution” in *Columbia University Quarterly*, XXXII (Sept., 1935) の雑誌。

⑥ この問題は十九世紀末を J. S. Bassett, “Regulators of North Carolina” in *Annual Report of the Amer. Hist. Assn.* (1894); Edward McCrady, *The History of South Carolina in the Revolution* (1901); M. I. Daniel, *The Revolutionary Movement in Georgia* (1927); Philip Davidson, “The Southern Background on the Eve of the Revolution” in *Essays in Honor of William E. Dodd*, edited by Avery Craven (1935); R. O. Detmold, *The Loyalists in North Carolina during the Revolution* (1940) などによつて検討されて来たが、一九三四年に H. Taffer & C. Hill eds., *North Carolina History Told by Contemporaries* (史料集) が公刊されてから、すくなくもノース・カロライナに關しては決定的事實となつてゐる。

因みに、ロウアー・サウスの西部農民が勤王派であつた理由については次の諸点があげられる。(一)一七六四年のイギリス統制法はロウアー・サウスに恩恵的な一面を与えた。これによつ

て米は列挙品目から除外され、且つサウス・カロライナとジョージアとは同地に米を輸出することを許された。翌年にはノース・カロライナにも同様の恩典が与えられた。またインディゴ生産を促進する方法として、植民地に輸入される外国産のインディゴには保護関税が課せられた。(二)プランテーション地域を越えた西部のカロライナ人にとつて重要な収入源たる艦船資材の生産は、イギリスと衝突することによつて脅かされる。

なぜならイギリスはこれに奨励金を与えていたが、この奨励金が両カロライナの生産を支えていたからである。(三)カロライナの内地地方は、七年戦争後におけるイギリスの対植民地西部政策を重大な脅威と感ずるほど十分には移住されていなかった。殊にこれらの地方はノヴァ・スコシアや西インドと同様いぜんとしてインディアンへの侵入にさらされ、イギリスの軍事的保護を必要とした。だから革命前夜においても、ジョージア議会はフロンティア防衛のため、より多くの守備隊を国王に要請している。(四)ロウアー・サウスにはクワイエティズムを奉ずる多くのドイツ系移民がいた。彼らはクエーカーと同様紛争を好まず、且つ愛国派に加担することによつて土地を失う危険を恐れた。(五)西部農民と、東部の商人「Regulator War」が展開され、東部に対する西部農民の憤りは解消されていなかった。しかも東部では愛国主義が優越したため、西部農民は勳王派となつた。

「わゆる「印紙条例」について」(上) (今津)

⑦ 家族相剋の著名な例をあげておく。マサチューセッツのクインシイ家でジョシアは熱烈な愛国派であつたが、サミュエルは勳王派にくみし逃亡した。ヴァージニア勳王派のジョン・ランドルフは愛国派指導者エドモンドの父であり、ジョンの兄弟ペイトンは大陸会議初代議長として活躍した。サウス・カロライナで副知事ウィリアム・ブルは国王に味方したが、三人の甥はいずれも愛国派に走つた。また同地における独立宣言の一翻印者トーマス・ヘイワードは勳王派を父にもつた。これら家族相剋にあたり概して若い世代は愛国派に属したが、例外もあつた。サウス・カロライナのゲブリエル・マニエールト老は活動的な愛国派であつたが、息子は勳王派となり、ニューハンプシャー知事ウェントウォースはもちろん勳王派に属したが、父は愛国派であつた。最も著名なのはフランクリン父子の場合であつて、息子ウィリアムは勳王派に投じた (E. B. Greene, *The Revolutionary Generation, 1763-1790*, 1943, p. 227)。

⑧ Cf. R. M. Morris, *The Struggle for American Freedom, 1944*, p. 216.

⑨ Greene, *ibid.*, p. 229; J. C. Miller, *Triumph of Freedom, 1948*, p. 57 note.

⑩ Miller, *Triumph*, p. 57 note. 勳王派の総数が人口の三分の一に達するといふアダムの証言は著名(一八一四年、T. M. キーンへの答簡)。

⑪ 勳王派に対する愛国派の激烈な非難については A. B. Hart,

ed., *American History Told by Contemporaries*, II, pp. 474—75 参照。

⑩ C. P. Nettels, *The Roots of American Civilization*, 1938, p. 679.

⑪ ライト教授がらうつてゐることく、当時の生活費を正確に割り出すことはできなうが (C. W. Wright, *Economic History of the United States*, 1949, p. 852) 大体次のような点を指摘しよう。  
一七六八年にプリンストン大学生の年学資は二十三—三十一ギポンド (平均約六十三ドル) であつた (一週間の賄料六シリング六ペンスのほか、間代、燃料代、ロウソク代、洗濯代、家庭教師代をふくむ)。また一般労働者の賃銀は一日三十五—五十五ギポンド (F. A. Shannon, *Economic History of the People of the United States*, 1934, p. 89. によれば、一シリングは大体二十四セントであつたから、上の額は一・五—二シリングとなる)、熟練工の場合には六十一—百二十五セント (二・五—五シリング) であつた。自己の農場から多少の食糧を得る労働者は完全雇傭を前提として、生活必需品と貯蓄とのために年二十一—七十ギポンドあれば十分であつたと推定されている。概して自給自足的な農場では、実際上の現金支払は年五十ギポンドであつた (Wright, *ibid.*, p. 852)。こう考えると、年四十ギポンド (一日二・一シリング) あれば暮してゆけたようである (Dictionary of American Biography, Thomas Hutchinson の項参照)。この一日二・一シリングと余とらう額は、イギリスの農業労働者 (ブラウマン)

約一週間分の賃銀にあたる (その内訳については Shannon, *ibid.*, p. 75 参照)。まづ一七四〇年頃すでに年百ギポンドの生活をしてゐたボストンの聖職者 (Wright, *ibid.*, p. 852) や年収三百ギポンドをえたハッチンソンのような例外もある。なるほどこれらの数字は二十世紀と比較すれば小さいが、第一次世界戦争直前の実質賃銀のほぼ三—四倍であつたといわれる (Wright, *ibid.*, p. 104)。

⑫ Miller, *Triumph*, p. 58 note.

⑬ Greene, *ibid.*, p. 306. グリーンの数字と多少くい違うが、ニューヨーク市勤王派および同脱出者に関するバルック二世の研究は次のとおりである (Cf. O. T. Barks, Jr., *New York City during the War for Independence*, 1931)。革命戦争前、國王への支持者は人口の半ばをふくんでいた。そしてイギリス軍が同市を占領したとき、勤王派の数はおそらく人口の三分の二に達した (p. 207)。

国外移住は七七年二月初旬からはじまつたが、それが大脱出となるのは戦況が勤王派に不利になつてからであつた。こうして一七八三年、市が最後の放棄されたとき、民間・軍人およびその家族を入れて四万人 (八三年に二万九千二百四十四人、八三年前に一万一千) が脱出者となり、うち三万二千人は民間の勤王派、またそのなかの三分の一は本来のニューヨーク人であつた。その筋の報告によれば、八三年に脱出した二万九千二百四十四人のうち二万八千三百四十七人はカナダの諸地方、主

としてセント・ジョン、ニュー・ブランズウィック、シエルバーン、ノヴァ・スコシアに去つた。セント・ジョン——九二六〇人、シエルバーン——七九二三人、アナポリス——一八三〇人、パサマクオディ——一七八七人、デイグレイ——一二九五人、シエダブクトー——一〇五三人、カンバーランド——八五八人、ハリファックス——六五一人、ダートマス——四八〇人、セント・ジョンズ島——三八〇人その他。カナダに行つた人々のうち一万二千三百八十三人は男子、五千四百八十六人は女子、四千六百七十一人は十歳以上の子供、四千五百七十五人は十歳以下の子供、千二百三十二人は奉公人であつた、と (p. 215 および note)。

⑩ Miller, *Triumph*, p. 55.

⑪ たとえばニューヨークは勤王派の脱出によつて、一七八三年八月の人口は一万一千人であつたが、八六年八月には二万三千六百十四人に増えている (Barck, *Tr. Hist.*, p. 269)。それが人口の自然増加や新しい移住だけに原因するのではないことはもちろんである。逃亡者の一人ピーター・ヴァン・シャークは市民権をとり戻し、法曹界に復帰して名士でありつづけた。リチャード・ハリソンは合衆國憲法を批准したニューヨーク協議会の代表となつた。ニューヨーク銀行の会計主任ウィリアム・シートンも脱出者であつた。連合規約時代においてニューヨーク政界の指導者六十人中、十一人はかつて勤王派であり、その十一人のうち七人は合衆國憲法の批准を積極的に主張した。この

いわゆる「印紙条例一揆」について (上) (今津)

ことは他の諸邦にもほぼ当てはめられる (Cf. Greene, *ibid.*, pp. 306—08)。

⑫ Miller, *Origins*, p. 498 より引用。なおブランダーや富裕な商人による社会的支配の理想については I. W. Talcott, *Conservatism in Early American History* (1928), Chap. II, 代表的保守主義者たちの政治・社会思想——彼らが民衆をどう考えたか——については同書 IV・V 参照。ここには簡潔にして包括的な解説が見られる。彼ら保守派はたとえ勤王派または愛國派のいずれに加担しようと、社会的に現状維持が理想であつた。

⑬ 拙稿「ジョン・デッキンソンのえらんだ道」(史林) 参照。

⑭ Miller, *Origins*, p. 503.

⑮ Morris, *ibid.*, pp. 221—22.

⑯ 一七七六年のペンシルヴァニア憲法はブルジョワ民主主義理想実現への試金石ともいうべきものであつた。ミラー教授は次のようにいつている。ここには「制約されない民主主義の作用が見られる。そしてここにおいてこそ、アメリカ革命の基本的問題の一つが克ちとられているのである。つまり民衆の支配が秩序や安定と一体になりうるかという基本的問題である」(大意)と (Miller, *Triumph*, p. 350)。

同憲法の内容は次のごとし。(一)すべてのキリスト教徒における信仰と公職との自由。(二)男子普通選挙——財産資格は廃止された。ペンシルヴァニアほどきびしい財産資格を附せられてい

た植民地はなかつたから、このことはいちじるしい改革である。納税者はすべて参政権をもち且つ代議士たるの権利を有する。

(甲)毎年開かれる一院制議會——議會は絶対権をもつ。植民地時代でも同地參議會は立法的機能をほとんどなかつたから事實上は一院の議會でもあつたといふが、形体は類似しても実体ははなはだしく異なる。(乙)最高権限をもつ議會を侵害することのないように、相互に制約された二元的行政部——植民地時代でも實質上は領主代理知事と行政參議會との二元的性格をもつたが、かつて絶対権を附与された行政部が立法部の下位に立つた点でいちじるしい変化である。なぜなら(丙)知事はいままなくなり、十三人からなる參議會と一人のプレジデントが存在するが、彼らはいずれも議會の法律に対して拒否権をもたず、または法律の施行を妨げることができない。(丙)プレジデントの任期はわずか一年、しかも立法部によつてえらばれる。そのうえ參議會はプレジデントをけん制する機能をはたす。(丁)かつて植民地オリガークイを強固にしていたものは參議會議員が無制限に任期をつづけ、領主的利益につくしていたことであつた。

そこで新憲法は“rotation in office”の原則を設け、代議士は四年任期、參議會議員は一期（七年）以上をつとめるべきでない、とした。こうして民衆を代表する議會の絶対権のまえには、かつての強圧的な領主代理知事も、代議會を制約しやすい立法參議會もあるべきものではなかつた。そのほか裁判官に関する規定、《テスト・アクト》の規定などがある。いずれにし

ても新憲法擁護派は、それが貧しき人々のためのものであることを声明した。他の多くの邦憲法が《チニク・アンド・パランス》の原則を迫うことに汲々としていたとき、真一文字に民主政を完徹しようとしたペンシルヴァニア憲法は、アメリカ革命において最も異彩を放つ成果の一つであつたといふ。

(20) ペンシルヴァニア保守化の傾向は、一七八四年、憲法問題審議會五人委員会によつて邦憲法修正に関するレポートが作成された頃から顕著な形をとる。このレポートにもとずいた九〇年の憲法修正内容は次のごとし。(一)強力な一元的行政部——知事を行政部の最高権力とする。(二)相互にけん制しあう二元的立法部。(三)司法部の地位を大幅に上げ、旧憲法のような立法部からの干渉を許さない。(四)行政部の権限の増大は知事のもつ広汎な権限に認められる。知事は広い任命権をもち且つ拒否権を行使する。彼は官吏の犯罪者の場合をのぞいて、すべての犯罪者を釈放しうる。彼は臨時に立法議會を召集しうる。要するに知事の権限は、保守的といわれるマサチューセツ憲法の場合にも当てはめることができる。(五)官吏が独裁的になることを防ぐための“rotation in office”という原則も修正される。たとえば知事は人民から三年任期でえらばれ、九年間は在職しうる。こうしてわずか一年任期で立法部からえらばれるという旧方式が捨てられる。次いで、裁判官は知事によつて任命されるが、過失なきかざり現職にとどまりうる。ネヴィンズ教授の言葉を使えば、これほどいちじるしい反動は合衆国の他のいずれにもなかつた

(Allan Nevins, *The American States during and after the Revolution*, 1924, p. 200) など、*アメリカ合衆国民主憲法の成立と崩壊について*は、近く『歴史』に掲載予定の拙稿参照。

② *Dictionary of American Biography*, VI, p. 446; Greene, *ibid.*, p. 211.

③ E. C. Burnett, ed., *Letters of Members of the Continental Congress*, I, p. 111; Greene, *ibid.*, p. 211.

④ E. C. Burnett, ed., *ibid.*, I, p. 13.

⑤ 既出④参照。

⑥ H. U. Faulkner, *Amer. Polit. and Soc. Hist.*, 1948, p. 103 より転用。特にニューヨークにおける勤王派七つのグループとは(一)イギリスの官吏およびそのとりまき連中、(二)大土地所有者およびその小作人、(三)専門的職業にたずさわるもの、(四)戦闘によつて被害をうけた町の富裕な商人、(五)イギリスの支配下にあつたときは恵まれていたが、大陸会議の支配に切りかえられたり、また戦争が起つたため損害をうけた保守的農民、(六)金銭的理由から国王に追従した植民地政治家たち、(七)忠誠・宗教・利害関係などから独立に反対したあらゆる階級の保守主義者を指す。なおこの断定に多少の修正をくわえれば、他の植民地にも適用することができるとされる。

⑦ Greene, *ibid.*, Chap. K, なおグリーン教授に捧げた C. C. Groce, Jr. の "Epiphany Dyer" 論も、コネティカット名士のいかに多くが愛国派となつたかの研究であつて、教養・品位・公

職および富を古く秩序の属性とする画一的解釈に対する反撥で  
⑧ (R. B. Morris, ed., *The Era of American Revolution*, 19  
39 所収)。

⑨ Labaree, *ibid.*, VI, 特上 pp. 164—65, 本書がこれまでの勤王派研究を一步進めようとする意図をきつ点については、著者自身が指摘して 59 (p. 145)。

⑩ Labaree, *ibid.*, p. 151.

⑪ Labaree, *ibid.*, p. 164.

⑫ クェーカーはそれまでの宗教改革の不十分な点をおぎない原始キリスト教への熱烈な復帰を意図しながら、他方貧困ということを用せず、暮しに困らない新興の階級から支持された (Netels, *ibid.*, pp. 75—78)。クェーカー教徒がロード・アイランドやペンシルヴァニアに多かつたのは、それらの地方が広い信仰自由を認めたことによる。なお彼らがその宗教的信条からも保守主義(一部は勤王派、一部は愛国保守派)に加担した点については Labaree, *ibid.*, pp. 102—03, 127—28, 152, 154 を参照。因みに植民地合法商人とは次のことき人々をふくむとされてゐる。(一)植民地へのイギリス軍の輸送を国王から請負つた商人、(二)既存の商業的關係が帝国内にあつた商人、(三)イギリス商館の代理人となり、またイギリス商人の委託をうけてその商品を処分した商人 (Netels, *ibid.*, p. 627)。要するにイギリス重商主義と直結した植民地商人。

⑬ その興味ある分析については Labaree, *ibid.*, I, 参照。参読

会は、王領植民地においては立法部の上院、最高裁判所、行政問題に関する知事の諮問機関という立法・司法・行政の三機能をもつていた。領土植民地では第三の機能をしかもたなかつたが、その政治的権力は強大であり、あらゆる重要な問題において領土代理知事を輔佐し、代理知事に次ぐ威勢を誇つていた。間接には、代議士さえも参議會議員によつてえらばれた。

②⑧ Lalaree, *ibid.*, pp. 70—71.

②⑨ タバコの収益のあがらぬ理由、プランターの窮状・窮状打開への彼らの努力、イギリス政府による拒絶、最後の打開策としてのプランターによる生産の分化および西部土地投機(ワシントン)の転向にこれら二つの方向が認められる)などについて、Netels, *ibid.*, pp. 416—24 に簡潔な解説が見られる。

②⑩ ただし彼らを勤王派となつた法律家と区別する尺度はきわめて不分明である。

②⑪ その理由がウェルソート土地投機業者(ウォーカー)に対する共和主義的ヤンキーの反感にまつたものであることは、Irving Mark, *Agrarian Conflicts in Colonial New York*, 1940, Chap. VI, Conclusionに参照。

②⑫ Miller, *Origins*, p. 486.

②⑬ L. H. Butterfield, ed., *Letters of Benjamin Rush*, 1951, I, p. 388.

②⑭ A. Koch and W. Peden, eds., *Selected Writings of John and John Quincy Adams*, 1946, p. 203.

②⑮ 愛國派とか勤王派という名称はほぼ一七七四年頃にあらわれ始める。つまりコンテネンタル・アソシエーションの結成にあつて、これを支持した人々が愛國派、拒否した人々が勤王派と呼ばれたようであり(Greene, *ibid.*, p. 211)。(それ以前にはこういう言葉はなく、ホイッグもしくはトーリーと呼ばれた。しかし本稿では名称の問題に拘泥せず、はじめから愛國派および勤王派を用いる。

②⑯ Cf. Miller, *Origins*, Chap. III, *The Ideological Conflict*; *The American Mind*.

②⑰ Netels, *ibid.*, pp. 637—38.

②⑱ H. S. Commager, ed., *Documents of American History*, 1934, p. 53; Lecky, *History of England*, IV, p. 68.

②⑲ たとえば一七七〇年一月十五日の《バブリック・アドヴァイザー紙》の非難。Cf. Miller, *Origins*, p. 113.

②⑳ E. Channing, *A History of the United States*, III, 1916, p. 48; J. T. Adams, *Revolutionary New England*, 1923, p. 307.

㉑ F. Channing, *ibid.*, p. 48; Miller, *Origins*, p. 112.

㉒ C. W. Wright, *ibid.*, p. 159. 一七六三年当時、イギリス国内において印紙税から上つた収入は約三十万ポンドであり、ダレンデルがアメリカ植民地から期待した額の五倍にあたる。事実アメリカに予定された印紙税は、本国の場合より適用の範囲がすくなく税率も低く。たとえば(一)一般の書類はイギリスより低い税率、(二)少額の支払証書は多額の場合よりも低い税率、



(4) 酒類販売許可証、新聞、広告はいギリスと同率、(5) 結婚許可証、赦免状、税関の戻税証明書はいギリスと反対にまったく課税されない、という具合である。だから印紙税は大体において植民地の方が軽かったと云える (Channing, *ibid.*, p. 49)。

なお植民地に印紙税を課すということについては、はやくから種々の提議が試みられて来た。それゆえイサチュセツンやヒューロークでの一時的体験と相まうて、決して寝耳に水の問題ではなからず、すむに一七三二年、当時サメトンに在じたイギリス海軍士官カミンズ (Archibald Cummins) が、三万ポンド以上の印紙税を課しアメリカに六千人の兵士を駐屯させる費用の一部にあつてゐることを建言してゐる。次いで一七八年にはウィリアム知事ケイム (William Keith) が、七年戦争のおわり頃にはヘンリー (Henry McCulloh) とする男が、それぞれアメリカの印紙税を政府に建言してゐる。一六四年八月には商務院総裁ハフマンズ侯が植民地の知事たちに廻状をおくつて、植民地で使用中の法律証書に關し報告するよう指令してゐる (Channing, *ibid.*, pp. 48—49)。

③ このウチは一般にさむねつうをいふのである。たとへば Motins, *ibid.*, p. 166 参照。

④ Hacker and Zahler, eds., *The Shaping of the American Tradition*, 1947, p. 133.

⑤ C. W. Wright, *ibid.*, p. 160. なお本書 p. 140 の表参照。

⑥ すくなくも不況が印紙条例の撤廃後、一七六八年中頃までつ

さわゆる「印紙条例一揆」にまつて (上) (今津)

づいたことについては、一六八年八月一日ボストンの住民がむすんだ不輸入協定文 “Agreement entered into by the Inhabitants of Boston” の序言に示すところ (Annual Register, 1768, p. 235; H. S. Commager, ed., *Documents*, p. 57)。<sup>5)</sup> たゞ一六八一年がなほ不況期であつたかどうかは、目下のことと史料をえな

③ Wright, *ibid.*, p. 160.

④ A. M. Schlesinger, *The Colonial Merchants and the American Revolution 1918*, p. 57.

⑤ J. T. Adams, p. 298.

⑥ O. T. Barck, Jr., *ibid.*, p. 21.

⑦ Hacker and Zahler, eds., *ibid.*; Wright, *ibid.*

⑧ Bernard, *Select Letters on the Trade and Government of America*, 1764, I, 7; G. S. Callender, ed., *Selections from the Economic History of the United States*, 1909, pp. 133—34.

⑨ Callender, ed., *ibid.*, p. 136.

⑩ Becker, *The Eye of the Revolution*, p. 61 を参照。

⑪ Annual Register, 1765, pp. 22 f.

⑫ Schlesinger, *ibid.*, p. 58.

⑬ 一七六六年二月、印紙条例問題に關するイギリス下院の喚問會に於てプリンストンが述べた解答 (Hacker and Zahler, eds., pp. 136—97)。<sup>5)</sup> これによれば、ペンシルヴァニアの年収入は対英輸出四万ポンドをくわえてわずか六万ポンド、支出は実に五十

万金に達せり、一年間の印紙税をばらうだけの金銀貨をなくとある。なお印紙条例会議の決議文にも、正貨の缺乏が述べられて居る。そのほか Schlesinger, *ibid.*, p. 68 参照。

- ⑭ Schlesinger, *ibid.*, p. 57. 特にハンコックに就いて、ホイールラント家の破産はひどいようなショックであつたようである。六四年一六五年におけるハンコックの悲観的な書簡数篇について Schlesinger, *ibid.*, pp. 66—67 参照。

⑮ Schlesinger, *ibid.*, p. 57.

⑯ J. T. Adams, *ibid.*, p. 262.

- ⑰ C. D. Bowen, John Adams and the American Revolution, 1950, p. 255. なお経済不況と南部との関係については Schlesinger, *ibid.*, p. 62) と Calender (*ibid.*, p. 135 n) は次のように見ている。不況はたしかに南部プランターをおおい本国への抵抗を刺戟したが、南部の不況は北部におけるような商業統制の影響をうけたものでない。しかし商人に転向したタスコ・プランターの問題がのびわたる。これについては Burnaby's "Travels" 匿名氏 of "American Husbandry" という史料があるが、筆者はまだ見ていない。

- ⑱ たとえば Brand, The Rise of American Civilization, I, p. 209. なお砂糖条例に対する不満が普遍的でなかつたことについて、シュレシニングは次のようにいつて居る。その法律はプランテーション植民地には概して恩恵的であつたが、商業植民地には

打撃を与えた (Schlesinger, *ibid.*, pp. 51, 53. その理由については pp. 52—53)。したがって反撥がマサチューセツツ、ロード・アイランド、ペンシルヴァニアのような植民地から起り、反抗者たちが西インドとの不法貿易にたずさわる商人、これと利害関係をもつ法律家および自己の繁栄の根柢を十分に認識した富裕な農民であつたことは怪しむに足らぬ(商人による抵抗組織の結成については pp. 60—61)。当時シヤーマズ・オテイス、その友人サッチャー (Oxenbridge Thacher)、ギョッキンソン、ホプキンスのひとを法律家がしきりに抵抗のプランケットを出したが、彼らはいずれも商業的利益と深い関係にあつた。オテイスおよびサッチャーは、トーマス・ハンコックやジョン・ハンコックを指導者とするボストン密輸業者と緊密な関係をむすんでいた。特にオテイスの場合記憶されるべきことは、彼自身がボストンヤセーラムの商人たちから、一七六一年の一般搜索令状を非法法として攻撃するよう依頼されたといふことである(ゴッター・オリヴァーの言葉を使えば、Oth engrafted his self into the Body of Smugglers, and they embraced him so close, as a Lawyer and a useful Pleader for them, that he soon became incorporated with them)。またギョッキンソンの見解はその友人チャールズ・トムソン(輸入業者にして、且つ製鉄とラム製造とに関係していた)の見解の代弁にほかならず、ホプキンスの場合もその一族(三人の子供と四人の甥)はことごとく船長であつた、と (p. 6)。これらの事実をあげた

だけでなく、砂糖条例への反撥が概して地方的であり、密輸商人をたひその利害関係者によるものではないことが知られる。

⑭ Miller, *Origins*, p. 140.

⑮ 原文は W. C. Abbott, *New York in the American Revolution*, 1929, pp. 66—67 に収録。

⑯ Miller, *Origins*, pp. 140, 141.

⑰ Schlesinger, *ibid.*, p. 75. キリン教授は「法外な征服を求めたノヴァ・スコシアを除くすべての植民地金階級のプライムまたは利益を傷けた」といっているが (S. E. Morrison, ed., *Sources and Documents Illustrating the American Revolution*, 1951, xiv) ならば正しくなる。

⑱ 印紙条例はイギリス議會を通過した一年後の一七六六年二月二十二日に二百七十五票対百六十七票で撤廃され、三月十八日國王の承認をえた。撤廃の知らせは四月二十五、二十六の両日ニューヨークにもたらされてくる。

⑲ Hutchinson *Riot* のひしつはハンニントン二世の日記を見よ (Hart, ed., *ibid.*, pp. 397—400)。その他 Becker, *The Eve*, pp. 84—85.

⑳ Dictionary of *American Biography*, トーマス・ハンニントンの項参照。なお J. P. マダマス (*ibid.*, p. 823) にすればハンニントンの損害は二千五百ポンドとあるが、一応先の数字を採つておく。すなわちしても巨額であったことに変わりはない。

㉑ Becker, *The Eve*, p. 85. この草稿は今日ボストン図書館に

すなわち「印紙条例一揆」のひしつ (上) (今津)

保管されてくる。

㉒ J. T. Adams, *ibid.*, p. 323.

㉓ キンランドンの手記は “Collections of the New York Historical Society for 1881” に収録されてくる (C. D. Scull ed., *Montross Journals*)。マモットの前掲書には必要部分とその# 記載がなされて (pp. 54—64)。本書ではマモット自身による史料批判がいくつかなされている点が便利である。ただしマモントは民衆に反対であったから、騒擾に対する嫌悪の感情が事實を誇張させた傾きがあることとなる。

㉔ Abbott, *ibid.*, pp. 50—52.

㉕ H. M. Morris, “The Sons of Liberty in New York” in *The Era of the American Revolution*, edited by R. B. Morris, 1939, p. 274; Miller, *Origins*, p. 143.

㉖ Abbott, *ibid.*, p. 56; Miller *Origins*, pp. 142—43.

㉗ Abbott, *ibid.*, p. 58.

㉘ Morris, ed., *ibid.*, p. 276.

㉙ Abbott, *ibid.*, p. 64; Morris, ed., *ibid.*, p. 277.

㉚ Cf. Morris, ed., *ibid.*, p. 279.

㉛ Cf. J. G. Palfrey, *Compendious History of New England*, IV, Chap. X Ⅲ; J. T. Adams, *ibid.*, Chap. XIV; Miller, *Origins*, Chap. VI; Morris, ed., *ibid.*, Chap. VII.

㉜ ヒューズのほかにニューヨークのマッキーヴァーズ、ニューヨークに逃れたメリーランド印紙売捌人のフッド。のちの二人

いわゆる「印紙条例一揆」について（上）（今津）

はシアズを指導者とするサンズ・オヴ・リバティの圧力をうけて、十一月に辞職した。アボット教授はマッキーヴァーズの辞職を十月以前にもつてゆき、「九月までに諸植民地を通じて印紙売捌人にとどまつたものはファイラデルフィアの頑迷なクエーカー教徒ヒューズ一人」としてゐるが（Abbot, *ibid.*, p. 38）彼自身の記載したモントルソール日記からして、このことはあ

きらかに誤りである。

⑳ Morris, ed, *ibid.*, p. 276.

㉑ Abbot, *ibid.*, p. 59; J. T. Adams, *ibid.*, p. 333.

㉒ イギリス下院喚問会におけるフランクリンの解答（Hacker and Zahley, eds, *ibid.*, p. 157）

三六

### 「史林」論文投稿規定

「史林」の論文投稿規定は次の通りです。御含みの上会員諸賢の御投稿をお待ちしております。

枚数 原則として四百字詰五十枚以内（註をも含めて）。一割一字厳守。なるべく新仮名遣を使用。学界動向・資料紹介・書評等も適当なものがあればお寄せ下さい。尚採否、掲載に際しての取扱については編集委員会に一任させていただきます。

## The so-called "Stamp Act Riots"

—chiefly from the viewpoint of considering the  
American Revolution as a social movement—

By

A. Imazu

The proposition that the American Revolution means the dual resistance against Great Britain and within the colonies still remains to be investigated especially in a way of looking at the complexity of social struggle within the colonies. The reason why the Stamp Act Riots ten years before the Declaration of Independence makes an epoch in the history of the Revolution can be explained not only by the fact that a united front covering the whole colonies was formed by the upper class and and lower classes, but by the fact that as the front was gradually middle bisected in the course of the riots, these two classes came to conflict each other under the name of "Liberty". As this appearance seems to show the prototype of the revolution, we will see the social character of the American revolutionary movement through the formation and bisecting tendency of radical society, "Sons of Liberty", claiming each other to be "true Sons of Liberty".

## A Study on the Combs during the Yin Dynasty

By

S. Umehara

This article is an attempt to describe some characteristics of the combs from the Yin-site, Ho-nan-shêng (河南省), China. I have picked up some of the combs of jade and a comb of bone. Having explained the characteristics of them, I attempted to find a typical feature common to all the finds. This, I might say, will illustrate a developed phase of civilization under the Yin dynasty and its effect upon the modes of costume of the age.